

大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

令和3年8月23日
宮 城 県

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号。以下、「規則」という。）第21条の規定により、大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業

2 事業の概要

大崎地区で想定される生徒数の減少等を踏まえて、松山高等学校、鹿島台商業高等学校及び南郷高等学校（以下、「統合対象校」という。）を再編し、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため、新たな職業教育拠点校（以下、「拠点校」という。）を設置する。

なお、設置場所は、鹿島台商業高等学校の敷地内とするが、既存校舎は築年数が38年経過し、長寿命化等の対策が必要なこと、また、拠点校には統合対象校の学びを基本とした専門学科（商業系学科、家庭系学科及び農業系学科）を設置するほか、新たに醸造や高校生カフェ等の取組を実施するため、商業の学びを基本とした既存校舎では実習教室等の確保が困難であることから、新たな校舎等を整備するものである。

【参考】

予定地：鹿島台商業高等学校敷地内（大崎市鹿島台広長字李師前44）

事業規模：施設 10,475.00m²

・校舎（鉄筋コンクリート造）	7,190.00 m ²
・家庭系実習棟（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造）	1,142.00 m ²
・農業系実習棟（鉄筋コンクリート造又は鉄骨造）	2,143.00 m ²

事業期間：令和3年度から令和10年度まで（令和9年4月供用開始予定）

事業費：初期建設費 6,056百万円、維持管理費 5,984百万円（維持管理期間40年）

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

本事業の実施により、地域のニーズを踏まえた魅力ある学校づくりが可能となるとともに、中学校卒業者数の減少に合わせた県立高校の入学者定員の適正化及び学校の活力維持を図ることができ、地域産業を担う人材の育成を通じた地方創生に寄与する。

なお、事業実施の効果については大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握した。

4 評価の経過

令和3年6月8日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会（以下、「部会」という。）において、「評価調書」を基に2回にわたり審議が行われ、同年8月11日に答申を受けた。

この間、6月8日から7月7日にかけて県民意見の聴取を実施し、51件の意見が提出された。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認めます。」との意見を受けた。

なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として、2点の附帯意見が付された。

6 評価の結果

部会における調査審議の経過及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。（評価結果の詳細については、「評価書」を参照）

なお、同答申の内容及び県民から提出された意見に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。